

仕 様 書

1 業務の名称

歳末生活困窮者緊急相談会における食料品等調達・梱包・配送業務

2 業務の目的

歳末生活困窮者緊急相談会（以下「相談会」という。）は、食料品をはじめとする物価高騰の影響を受け、年末年始の生活に不安を抱える市内在住の生活困窮者を対象に、生活・法律・就労その他の継続的な相談支援につなげるとともに、食料品・日用品等を提供することにより当座の生活を支えることを目的として実施するものである。

本業務は、本市が開催する相談会において配付する食料品及び日用品等の選定及び調達並びに梱包等及び配送を一体的に実施し、食料品及び日用品等の円滑かつ効率的な提供を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 31 日まで

4 履行場所

本市が指定する場所

5 業務内容

食料品・日用品・生理用品（以下「食料品等」という。）の選定及び調達並びに梱包等及び配送

（１）食料品等の選定に関すること

- ・食料品等は、原則として常温で保存でき、来場者が年末年始の概ね 6 日間を過ごす上で有用な、実用性の高いものとする。6 日間の想定については、仕様書別紙 1 を参照。
- ・選定に当たっては来場者のおかれている状況を勘案のうえ、仕様書別紙 1 に定める留意点を遵守すること。
- ・賞味期限又は消費期限が設定されている食品は、配送日時点で原則 3 か月以上の期間を有すること。ただし、品目の性質上これによりがたい場合は、理由及び代替品の検討結果を事前に書面で示し、発注者の承認を受けること。この場合においても、配送日時点で、常温保存により賞味期限又は消費期限まで 1 か月以上の期間を有すること。
- ・食料品等の選定に当たっては、同一メーカー・同一銘柄に統一する必要はなく、プライベートブランド等の自社商品も可とする。また、受注者が有する商品調達力及

び商品知識を活用し、来場者の生活実態、利便性及び実用性を踏まえた構成とする
とともに、内容の充実に努めること。

(2) 食料品等の調達に関すること

- ・仕様書別紙 1 に定めるもので構成する 10,000 円以上の食料品・日用品を 2,000 セット調達すること。

- ・上記の 2,000 セットとは別に、600 円以上の生理用品を 1,000 セット調達すること。

- ・1 セット当たりの価格は、一般消費者向け通常販売価格（一般消費者に対して通常販売する際の価格をさす。特価品、処分品その他期間限定の割引価格、会員価格を除く。）での合計額が、食料品・日用品 10,000 円以上、生理用品 600 円以上であり、消費税及び地方消費税を含めるものとする。なお、梱包資材費、配送費その他本業務の履行に必要な経費は、当該金額相当には含めず、別途契約金額に含むものとする。

- ・食料品等の調達に当たり、受注者は、調達予定品目、数量、賞味期限又は消費期限及びアレルギー表示の有無を記載した調達品一覧案を発注者へ配送日の 1 か月前を目途に提出し、事前に承認を得ること。案提出後、発注者より変更の指示があった場合は速やかに対応すること。

- ・品質、安全性、衛生及び納期を最優先し、確実な調達、保管を行うこと。

(3) 食料品等の梱包等に関すること

- ・受注者は、(2) で調達を行った食料品等について、食品及び衛生用品であることを十分考慮し、温度、湿度その他保管環境の管理並びに衛生管理を適切に行うとともに、賞味期限又は消費期限の適切な管理を行うこと。保管に当たっては、汚損、破損、異物混入その他品質の低下を防止できる場所において行い、食品ロスの削減に努めること。

- ・受注者は、(2) で調達を行った食料品等について、仕様書別紙 1 に定める構成及び発注者が承認した品目内容に基づき、配付物の仕分けを行うこと。

- ・来場者間の公平性を確保するため、2,000 セットの中身については、セットごとに品目が異なる場合であっても、内容、数量、容量及び価値に著しい差が生じないよう構成すること。

- ・原則として、1 セットを丈夫な手提げ袋に入れ、そのまま来場者へ交付できる状態にしたうえで、当該手提げ袋 1 袋ごとに、段ボール箱その他発注者が認める資材（以下「段ボール箱等」という。）で梱包すること。なお、生理用品は、食料品等とは別に手提げ袋に入れ、外側から内容物が判別できないものとし、当該手提げ袋を複数個まとめて段ボール箱等で梱包すること。

- ・環境負荷及び来場者の持ち帰りやすさに配慮し、過剰包装を避けつつ、破損や漏えいを防止すること。

- ・手提げ袋は、清潔で十分な強度を有し、外側から内容物が判別できないものとし、

企業名その他事業趣旨に不適切な表示がないものを使用すること。また、配送中に内容物が脱落しないよう、必要な措置を講じること（例：袋の開口部をテープで留める、ひもで結ぶなど）。

- ・段ボール箱等は、清潔で十分な強度を有し、縦、横及び高さの合計が 140cm 以内のものを使用すること。

（４）配送に関すること

- ・食料品等を各相談会場内及び市内の福祉窓口、支援機関その他指定場所へ期日までに安全に配送すること。

- ・配送先は、仕様書別紙 2 に定める指定駐車場等とし、荷下ろしは当該駐車場等において行うこと。なお、会場内への搬入は不要とするが、使用するかご台車は、仕様書別紙 2 に記載するエレベーターに積載可能な寸法及び重量のものとする。

- ・食料品等は、かご台車に積載して配送すること。各かご台車の、外部から見える位置に、配送先、内容区分、積載している段ボール箱等の数量、台車番号及び総台車数（例：1/20）を判別できる表示を行うこと。仕様書別紙 2（１）相談会第 1 回の配送時に当たっては、1 台の車両が複数回往復することにより配送することは認めない。

- ・仕様書別紙 2（１）に定める相談会第 1 回の配送に使用する車両は、4 トントラックを標準とする。ただし、搬入場所の状況や作業効率等を踏まえ、受注者が別の車両による配送を希望する場合は、事前に発注者と協議すること。

- ・受注者は、配送日の原則 7 営業日前までに、配送先ごとの数量、車両の大きさ、台数、到着予定時刻、担当者、緊急連絡先、搬入方法、使用するかご台車の外寸法（幅、奥行き、高さ）、かご台車 1 台当たりの段ボール箱の積載数、かご台車及び積載する食料品等を含む総重量を記載した配送計画書を提出し、発注者の承認を得ること。配送日、配送数及び配送先は、仕様書別紙 2 を参照。

- ・仕様書別紙 2（１）相談会第 1 回の配送数量については、事前申込状況に応じて発注者が配送数量を確定し、配送日の 8 営業日前までに、受注者に通知するものとする。受注者は、発注者が指示する数量の食料品等を配送することとし、当初予定数量に満たない場合の残数は、仕様書別紙 2（２）相談会第 2 回、第 3 回の配送時に配送すること。

- ・災害、事故その他やむを得ない事情により配送計画に影響が生じるおそれがある場合は、受注者は速やかに発注者へ報告し、対応について協議すること。

- ・仕様書別紙 2（３）の配送先、配送数量及び配送日時の詳細については、発注者が別途指定する。なお、配送については複数日に分けて実施することを予定しており、一部の配送先においては大型トラックによる搬入が困難な場合があるため、受注者は配送条件に応じた車両を使用すること。

- ・自社配送か否かは問わない。

（５）実績報告

- ・調達、納品実績の記録並びに実績報告書を作成し、履行期間終了日までに発注者へ提出すること。

- ・提出方法は、紙媒体及び編集可能な電子データ（Word 又は Excel 形式）並びに PDF 形式を基本とし、部数、ファイル名、提出先及び提出期限は発注者の指示によること。

(6) その他

- ・本事業実施に必要な事項については、発注者と適宜連絡調整を行うこと。

6 留意事項

- ・事業の実施に当たっては、衛生管理及び事故防止の徹底を図ること。

- ・受注者は、配送時に、配送先ごとの数量及びセット内容を記載した納品書を提出すること。また、納品時は、発注者又は発注者が指定する者の立会いのもと、納品確認を行うこと。

- ・発注者は、配送後、数量、外観、破損、汚損、期限その他必要な事項について検査を行う。

- ・検査の結果、数量不足、誤配送、破損、汚損、期限不足その他仕様に適合しない物品が確認された場合、受注者は、発注者が指定する期限までに、受注者の負担により交換又は補充すること。

7 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

(ア) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。

(イ) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結に当たっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

(ア) 受注者は、堺市暴力団排除条例第 8 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。

(イ) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第 8 条

第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。

(ウ)受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

(ア)受注者は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。

(イ)受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。

(ウ)本市は、受注者が本市に対し、(ア)及び(イ)に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。

(エ)本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(ア)に定める報告及び届け出又は(イ)に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

8 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。

(2) 本業務に係る協議、打合せ等の必要経費及びその他の経費は全て受注者の負担とする。また、発注者に経費の支払を求めてはならない。

(3) 受注者の責めに帰すべき事由により、発注者、来場者、その他第三者に損害を与えた場合、受注者はその損害を賠償すること。必要に応じて損害保険等に参加し、発注者の求めに応じて証書などの写しを提出すること。

(4) 食中毒が疑われる事案、異物混入、アレルギー事故、リコール、重大な配送事故その他事業に影響する事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、受注者は人命及び安全の確保を優先し、直ちに発注者へ第一報を行う。その後、事実関係、影響範囲、原因、応急措置及び再発防止策を記載した報告書を提出すること。

(5) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関しては、障害者差別解消法第11条の規定により主務大臣が定める指針を遵守するとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する堺市職員対応要領（平成28年3月策定）を踏まえ、適切な対応に努めること。

- (6) 事業の実施に当たっては、契約書等のほか、国の定める各種規定に基づいて行うものとし、関係法令を遵守すること。

仕様書別紙 1 （提供する食料品等の構成について）

区分	構成例	目安	留意点
主食	米、パックご飯、乾麺、即席麺等	4,000 円程度 米 2kg 及びパックご飯（5 食以上）は含むこと。	調理環境が十分でない者にも配慮し、湯又は電子レンジで簡便に利用できる品を含めること。
主菜・副菜	レトルト食品、缶詰、スープ、惣菜類等	3,000 円程度 左記に掲げる品目のうち、2 種類以上を含むこと。	常温保存可能で、肉・魚・豆類・野菜等を組み合わせ、同種品への過度な偏りを避けること。
補助食品・飲料	栄養補助食品、菓子、飲料、果物加工品等	1,000 円程度 左記に掲げる品目のうち、2 種類以上を含むこと。	常温保存可能で、開封・喫食しやすい品を優先すること。
日用品	トイレットペーパー、ティッシュペーパー、食品用ラップ、洗剤、マスク、使い捨てカイロ、ゴミ袋、衛生用品等	2,000 円程度 左記に掲げる品目のうち、2 種類以上を含むこと。	・日常生活上の必要性及び持ち帰り重量を考慮して選定すること。 ・来場者への配慮の観点から、香りの強い品は可能な限り避けること。
その他 （希望者用）	生理用品 1 セット	600 円以上 なお、1 セットとは、特定の商品 1 点又は複数の商品を組み合わせて構成するものとする。	希望者のプライバシーに配慮し、他の支給品とは別に梱包するとともに、外観から内容物が判別できない包装とすること。

※1 食料品等のセット内容については、季節感に配慮した食料品又は日用品を 1 種類は取り入れること。

※2 セット内の食料品については、成人の単身者 1 人が 1 日 3 食を 6 日間摂取する場合を想定し、合計 18 食分を構成の目安とすること。なお、1 食当たり、主食、主菜及び副菜を各 1 品以上含むことを目安とすること。

仕様書別紙 2 （配送日、配送数及び配送先）

区分	配送予定日	数量	配送先	かご台車及び 段ボール箱等の回収
(1) 相 談 会 第 1 回	令和 8 年 12 月 4 日（金）13 時頃 ※到着時刻は 13 時 頃 を 基 本 と し、前後 30 分程 度の差異は可と する。	食料品・日用品 500 セット 生理用品 250 セット	堺市産業振興センター 駐車場搬入スペース（詳 細は別途指示する） 使用予定のエレベーター の寸法は、次のとおり。 ・ か ご 内 寸 ： 内 幅 1600mm×奥行 1500mm ・ 出 入 口 寸 法 ： 間 口 900mm×高さ 2100mm ・ 最大積載量：1000kg	配送後、配送に使用し たトラックは配送先 付近で待機させ、配送 に使用したかご台車 及び段ボール箱等を 当日中に回収するこ と。
(2) 相 談 会 第 2 回、 第 3 回	令和 8 年 12 月 11 日（金）17 時 頃 ※到着時刻は 17 時 頃 を 基 本 と し、前後 30 分程 度の差異は可と する。	食料品・日用品 1,000 セット ※500 セットご とに区分して 用意すること。 生理用品 500 セット	堺市役所 本館 正面駐車場（詳細は別途 指示する） 使用予定のエレベーター の寸法は、次のとおり。 ・ か ご 内 寸 ： 内 幅 1680mm×奥行 1600mm ・ 出 入 口 寸 法 ： 間 口 1180mm×高さ 2280mm ・ 最大積載量：1350kg	12 月 13 日（日）17 時 頃に配送に使用した かご台車及び段ボー ル箱等を回収するこ と。
(3) 別 途 配付分	令和 8 年 12 月 上旬から下旬	食料品・日用品 計 500 セット 生理用品計 250 セット	堺市内 10 か所程度 以下、想定 of 配付先 （堺市役所、各区保健福 祉総合センター、堺市社 会福祉協議会等）	配送後、配送に使用し たトラック等は配送 先付近で待機等させ、 配送に使用したかご 台車及び段ボール箱 等を当日中に回収す ること。